平成２４年（フ）第１８７５号
名古屋市西区栄生１丁目34番12号　はやし第２ビル301号
債務者　佐藤　克弥
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８９号
熊本市北区八景水谷２丁目11番３号　自衛隊宿舎３棟104号
債務者　住本　憲治
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５９７号
熊本県宇土市松原町61番地４
債務者　西岡　克之
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５９９号
熊本市北区下硯川町2012番地１　メゾンプレステージ510・202号室
債務者　小堤　俊作
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５９８号
熊本市中央区大江１丁目29番43号
債務者　浅利　ゆう
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２号
栃木県那須塩原市下永田３丁目1313番地４　エーデルハウス101号、前住所栃木県那須塩原市戸田597番地８
債務者　中井　浩一
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５５２３号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目２番15号　ハイツまほろばＢ110
債務者　貴島千鶴子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３４号
大阪府豊中市立花町３丁目15番４号
債務者　中山　安雄
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８３号
岡山市北区奥田西町15番11号
債務者　荒木　由佳
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１７号
岡山県加賀郡吉備中央町上竹2075番地１、旧住所岡山県津山市八出1267番地２
債務者　野添美由紀
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４号
長崎県東彼杵郡川棚町新谷郷1518番地、旧住所長崎県佐世保市早岐１丁目３番５号
債務者　水穴　　悟
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁228番地26　Ｋハイツ201、従前の住所栃木県下都賀郡壬生町緑町４丁目２番16号
債務者　黒﨑　哲也
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１２４号
栃木県小山市若木町１丁目22番33号　チェルベロ若木103号室、従前の住所神奈川県川崎市中原区上小田中１丁目７番13号　第２やよい荘Ａ－１
債務者　鶴見　高司
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１２６号
栃木県小山市大字高椅291番地２
債務者　塚原ミサ子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３１号
栃木県栃木市大森町429番地２　ひばりガーデンＤ101、従前の住所栃木県栃木市大宮町2029番地20
債務者　渡邉　栄市
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部